

# 長野県の契約に関する条例

平成26年3月20日

条例第17号

長野県の契約に関する条例をここに公布します。

長野県の契約に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、県の契約に関し、基本理念を定め、並びに県及び県の契約の相手方の責務を明らかにするとともに、契約に関する県の取組の基本となる事項を定めることにより、契約制度の公正かつ適切な運用を図りつつ、県の一定の行政目的を実現するために契約の活用を図り、もって県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「県の契約」又は「契約」とは、県を当事者の一方とする契約で県以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し県が対価の支払をすべきものをいう。

(基本理念)

**第3条** 県の契約は、地域経済の健全な発展に資するため、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること並びに談合その他の不正行為の排除が徹底されることにより、その適正化が図られなければならない。

2 県の契約は、その履行により県民に提供されるサービスを安全かつ良質なものとするため、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結を防止すること及び価格以外の多様な要素も考慮することにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。

3 県の契約の締結に当たっては、それによる支出が持続可能で活力ある地域社会の実現に重要な意義を有することに鑑み、契約の目的及び内容に応じ次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 地域における雇用の確保が図られること。
- (2) 県産品の利用が図られること。
- (3) 県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること。
- (4) 県民が安全で安心して暮らすことができるようにするための活動を行う事業者の育成に資することとなること。
- (5) 事業者の有する専門的な技術の継承が図られること。
- (6) その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資することとなること。

4 県の契約の締結に当たっては、それが社会的な責任を果たす事業者の育成に資することとなるよう、契約の目的及び内容に応じ事業者に係る次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることその他の労働環境が整備されていること。
- (2) 環境に配慮した事業活動を行っていること。
- (3) 障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること。
- (4) 男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること。
- (5) その他社会貢献活動を行っていること。

(県の責務)

**第4条** 県は、予算の適正な使用に留意しつつ、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県の契約が確実に履行されるために必要な措置を講ずるものとする。

(県の契約の相手方の責務)

**第5条** 県の契約の相手方は、その履行が県民の福祉の増進に資することとなることを自覚し、それを確実に履行しなければならない。

2 県の契約の相手方は、その締結に当たり第3条第3項各号及び第4項各号に掲げる事項に配慮されていることに留意してその履行をしなければならない。

(県の取組方針)

**第6条** 知事は、基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（以下この条において「取組方針」という。）を定めなければならない。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた契約の締結の方法その他当該契約の締結等に関し必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、取組方針を定めようとするときは、あらかじめ、公営企業管理者に協議するとともに、長野県契約審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、取組方針の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）について準用する。

6 知事その他の予算執行の権限を有する者は、取組方針に基づき契約の締結等を行うものとする。

(長野県契約審議会)

**第7条** 契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため、長野県契約審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、前条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴かれた事項その他の契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(指定管理者の選定等)

**第8条** 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)